

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
<b>1 業務の用に供する設備の基準</b>							
<b>1.1 認証設備室への入出場を管理するために必要な措置</b>							
1111	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)、(3)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。 ・使用している認証設備室と登録用端末設備室について、それぞれどのような設備が設置されているかを確認する。	○	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>・ 生体認証装置の代替手段はないか。</li> <li>○ 適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・ 要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>○ 更新調査時に毎年確認する必要があるか。</li> <li>○ 生体認証装置のリブレースは施行規則第9条に規定する軽微な変更該当するののか。</li> <li>○ 実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・ 1112において、3人目以降の入室が1人の操作で可能な場合にその手順についても確認しているが、必要な確認か。</li> </ul>
1112	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(2) 認証設備室への入室には、入室する複数人による生体認証装置(身体的特徴を識別する装置)の操作が必要である。	・生体認証装置の機器説明書	・認証設備室への入室時に、複数人が生体認証装置を操作して入室する手順を目視で確認する。 ・3人目以降の入室が1人の操作で可能な場合は、その手順を目視で確認する。	○	<p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用している認証設備室と登録用端末設備室について、それぞれどのような設備が設置されているかを記載する項目が見当たらないので、先頭の本項番に記載しているが、適合例に追加した方がよい。</li> <li>・ 構築した認証設備室の区画および生体認証装置の変更は老朽化等の理由以外なく、毎年の調査はやや過剰と想定される。</li> <li>・ 生体認証装置、監視カメラ、映像記憶装置のパラメータ設定などを毎回確認しているが現実には調査報告書にその設定値を記載するためだけの確認になっているように推測される。現地調査での発報試験や事業者の試験報告書の確認することでも生体認証装置動作確認とパラメータ設定が確認出来ており、映像記憶の確認によって、監視カメラと映像記憶装置のパラメータ設定等が確認できると考えられ、必要な動作保証ができ、実質的な調査が可能であると思われる。</li> <li>・ 1113において、運用要員権限の管理台帳と認証業務用設備の操作者の登録状況を全件突き合わせて確認している。1100番台、3C00番台や3D11番台と調査内容が重複しているので、本項番は各機器でアクセス権限管理を行う機能を有していることを仕様書により確認いただくだけで良いと考えます。</li> </ul>
1113	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(3) 認証設備室への入室は、生体認証装置によりあらかじめ登録された権限者であることが認証・識別される必要がある。		・認証設備室への入室権限を有する者を管理する帳簿の内容と、生体認証装置を含む入退室管理装置に登録されている権限者の突き合わせを行い、相違がないかを確認する。 ・入退室管理装置の機器構成を確認する。	○	
1121	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)、(3)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>○ 適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・ 要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>○ 無人の室内で動きを検知し警報が発せられる仕組み(モーションセンサ)が必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段はあるか。)</li> <li>○ 実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・ 最後の2人になった時の退出手順を確認しているが、必要な確認か。</li> </ul>
1122	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(2) 入室者と同数の複数人の退室操作により退室完了状態となり、退室者数が入室者数と同人数であることが確認できる。	・認証設備室の入退室記録(日時、場所、ID等)	・認証設備室から退室する手順と、最後の2人になったときの退室手順を確認する。 ・退室者数が入室者数と同人数であることが確認できることを確認する。 ・入室者数と退室者数が同数であることを、入退室管理装置のログで確認する。	○	<p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退室管理システムの設定画面や仕様書を毎回確認いただいているが、機器に変更がない場合(ほとんどない)は、機器の型番等により、前回の調査から変更がないことを確認いただければ、現地調査を簡略化できると考えます。</li> <li>・ 一旦構築したら設備/設定の変更等がない限り変わらないため、現地調査時に隔年で調査が必要かを確認したい。</li> <li>(※テストは原則事前実施とし、現地調査時にログをチェックすることでテストに問題が無いことを確認する方法でも可と考える。)</li> </ul>
1123	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(3) 退室完了後、認証設備室内はモーションセンサを働かせるなどで、無人の認証設備室内で動きを検出した場合に警報が発せられる。		・無人の認証設備室内で動きを検出した場合に、人が常駐している場所に警報が発せられることを、隔年で実施する警報テストで確認する。実地調査時に警報テストを実施しない年は、事業者が調査前に実施した警報テストの記録(ログ)を確認する。	○	
1131	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)、(3)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>○ 適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・ 要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>・ 適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段はあるか。)</li> <li>・ 適合例の内容を統合して簡略化することはできないか。(1132、1133)</li> <li>○ 実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・ 装置上での設定を確認した上で、実際に入室操作を実施し、設定された試行回数や時間通りに動作することを確認しているが、簡略化が可能か。</li> </ul>
1132	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項(以下「利用者署名検証符号」という。))が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備(以下「認証業務用設備」という。))は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四条第一号)	規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第四条)	(2) 入室操作に要する時間(扉が開いている時間を含む)及び試行回数を設定し、登録している。		・入退室管理装置の設定画面で試行回数や時間が規定どおりに設定されているか確認する。 ・実際に入室操作を実施し、設定された試行回数や時間どおりに動作することを確認する。	○	<p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入退室管理システムの設定画面や仕様書を毎回確認いただいているが、機器に変更がない場合(ほとんどない)は、機器の型番等により、前回の調査から変更がないことを確認いただければ、現地調査を簡略化できると考えます。</li> <li>・ 一旦構築したら設備/設定の変更等がない限り変わらないため、現地調査時に隔年で調査が必要かを確認したい。</li> <li>(※テストは原則事前実施とし、現地調査時にログをチェックすることでテストに問題が無いことを確認する方法でも可と考える。)</li> </ul>

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1133			(3) 入室操作において、(2)で設定し、登録した時間又は試行回数を超えた場合は、常時(24時間)人のいる場所に警報を発する。もしくは、入室操作の実施状況を遠隔監視装置で常時(24時間)モニタリングし、異常な行動が見られた場合にはただちに対応できる体制が整っている。		・入退室管理装置に設定されている試行回数や時間を超えた場合に、人が常駐している場所に警報が発せられることを、隔年で実施する警報テストで確認する。実地調査時に警報テストを実施しない年は、事業者が調査前に実施した警報テストの記録(ログ)を確認する。	○	
1141		二 入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。(指針第四条第一号二)	(1) 以下の(2)~(7)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)~(7)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <p>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</p> <p>○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</p> <p>・要領等に規定することが必ず必要か。</p> <p>・1142において適切な位置に遠隔監視カメラを設置することが本項番の主旨であれば、部屋全体を映すことを前提にする必要はなく、必ず映さなければならぬ箇所を特定し実施させるのが適当なのではないか。</p> <p>・1145、1146の例示は、広く一般的に理解されているものと考えられるが、今後も例示として必要か。</p> <p>・1147において、現在においても映像記憶装置にUPSが必ず必要か。</p> <p>○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</p> <p>・1143では、設置場所、記録方式、記録媒体の最大記録容量を確認しているが、簡略化が可能か。</p> <p>・1147では、UPS等の単線結線図と電力供給時間を確認しているが、簡略化が可能か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <p>・映像記録装置、監視カメラ、生態認証装置、入退室管理システムの設定と仕様書を毎回提出し、確認いただいているが、機器に変更がない場合(ほとんどない)は、機器の型番等により、前回の調査から変更がないことを確認いただければ、現地調査を簡略化できると考えます。</p> <p>・1145については、記録媒体の交換でブランクが生じる事業者はなく、また、将来的にも発生するとは思えないので、適合例から外してよい。</p> <p>・1146については、ディスプレイの劣化を考慮しているのであれば毎年確認するのも納得できるが、それ以外の理由であれば毎年調査が必要かを確認したい。</p> <p>・1147については、項番1561と重複する調査項目であり、項番1561に集約できると考えます。</p>
1142			(2) 認証設備室への入室者及び在室者の撮影に死角ができないような位置に遠隔監視カメラを設置している。やむなく、撮影に死角が存在する場合、その場所に位置しないように、また、その場所に位置する者がいないことをチェックするように認証業務に従事する者に対する教育を行っている。	・遠隔監視装置の機器説明書(含む監視カメラ及び侵入検知センサー)	・監視カメラの映像に死角がないかを目視で確認する。 ・死角が存在する場合は、死角位置が判別できるようにテープ等で明示していることを確認する。 ・死角が存在する場合は、その場所に位置しないように、また、その場所に位置する者がいないことをチェックするように教育を行っているか、教育関連の規程及び教育記録を確認する。	○	
1143			(3) 1週間分以上の映像が記録できる映像記録装置を設置している。	・映像記録装置の機器説明書(記録時間表:記録時間間隔×画質モード) ・監視カメラの台数及び映像記録装置の台数	・映像記録装置の設置場所、記録方式、記録媒体の最大記録容量、記録媒体の交換が必要な場合は交換タイミング、常時撮影であるかどうかを確認する。 ・1週間以上映像を記録できることを、設定や仕様書等で確認する。 ・1週間以上前の映像を再生して確認する。	○	
1144			(4) 遠隔監視装置で認証設備室への入室者及び在室者が常時(24時間)撮影並びにモニタ表示されている。又は、侵入検知センサー等と遠隔監視装置を連動させることで、入室者及び在室者が存在する場合だけを自動的かつ継続的に監視及び記録している。		・認証設備室への入室者及び在室者を常時(24時間)撮影していること、又は入室者及び在室者が存在する場合だけを自動的かつ継続的に記録していることを、映像記録装置の設定、及び過去の映像を再生して確認する。 ・映像がモニタ表示されていることと表示される場所を確認する。	○	
1145			(5) 映像記録装置の記録媒体の交換時におけるブランクが生じないようにしている。やむを得ない場合、記録媒体の交換を、認証設備室への入室者及び在室者がいないことを確認しながら、速やかに実施している。	・映像記録の記録媒体の交換記録(時間と実施者)	・映像記録装置の設定や仕様書等で記録媒体の交換でブランクが生じるかを確認する。 ・記録媒体の交換が必要な場合は、実際の交換記録を確認する。	○	
1146			(6) 遠隔監視カメラで撮影している映像及び記録された映像は被写体が明確に確認できる。		・遠隔監視カメラで撮影している映像は被写体が明確に確認できることを、モニタに表示される映像で確認する。 ・記録された映像は被写体が明確に確認できることを、記録された映像を再生して確認する。	○	
1147			(7) 遠隔監視装置及び映像記録装置には停電時対応のためのUPS等を設置している。	・認証設備室における単線結線図	・遠隔監視装置及び映像記録装置のUPS等が設置されていることを目視で確認する。 ・それぞれのUPS等の電源系統を単線結線図等の図面で確認する。 ・UPS等の電力供給時間を仕様書等で確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1151		登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室であって、認証設備室に該当しないもの 関係者以外が容易に登録用端末設備又は利用者識別設備に触れることができないようにするための施錠等の措置が講じられていること。(指針第四条第二号)	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・認証業務規程 ・事務取扱要領	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)、(3)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>・登録用端末設備室を間仕切りで区分することが必ず必要か。アクセス権限設定なども例示になり得るのではないか。</li> <li>○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・1152で錠の種類、施錠の手順、常時施錠されているか、錠の鍵が管理されているかを確認しているが、必要な確認か。</li> </ul> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規認定時に、構築した認証設備室を設置する建築物を変更することは、老朽化によるリプレースなどの理由以外殆ど考えられない。現在の更新調査でも、発電機の調査を省略したり、調査は2年に1回などの簡略化がなされていると思われるが、事業者から変更の申告がない限り、調査を省くことも可能ではないかと考える。</li> </ul>
1152			(2) 登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室の出入口には錠を取付けてあり、無人の際には施錠されている。		・登録用端末設備室が施錠できる部屋であることを目視で確認する。 ・錠の種類、施錠の手順、常時施錠されているかどうかを確認する。 ・錠の鍵が管理されているかを確認する。	○	
1153			(3) 登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室においては、登録用端末設備又は利用者識別設備が設置されている場所は間仕切りで登録用端末設備又は利用者識別設備以外の区画と区分する等により、関係者以外が容易に登録用端末設備又は利用者識別設備に触れる事ができないような措置を講じている。		・登録用端末設備室が間仕切りで隔離されているか目視で確認する。 ・関係者以外が容易に設備に触れる事ができないような措置が講じられているか確認する。	○	
<b>1.2 認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置</b>							
1211	認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。(第四条第二号)	規則第四条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。(指針第五条)	(1) 以下の(2)~(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備等を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)~(4)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>・ファイアウォール、侵入検知システムの代替手段はないか。</li> <li>○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>・ファイアウォールに、①~④の機能を満たしていないものがあるのか。(機能は満たしていても正しく設定することが重要なのであれば、設定することを規定すべきではないか。)</li> <li>・侵入検知システムに、①~③の機能を満たしていないものがあるのか。(機能は満たしていても正しく設定することが重要なのであれば、設定することを規定すべきではないか。)</li> </ul> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス防止用設備の構築後変更は別途変更認定の対象であり、システムリプレース等の理由以外変更がないため、毎年の要件確認はやや過剰と想定される。</li> <li>・ファイアウォール、侵入検知システムは、認定認証業務の専用設備として設置しているため、大幅な変更が行われることはほぼありません。毎回設定を1行1行全て確認いただくのではなく、前回の調査で確認いただいた設定ファイルとの突合やファイル更新日付の確認により、現地調査を簡略化できると考えます。</li> </ul>
1212		認証業務用設備が電気通信回線に接続している場合においては、認証業務用設備(登録用端末設備を除く。)に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。(指針第五条第一号)	(2) 認証業務用設備(登録用端末設備を除く。)が外部のネットワークと接続している場合、その認証業務用設備は、不正アクセス行為を防御するためのファイアウォール機能及びネットワークベースの侵入検知機能を備えた通信機器を有し、それらを介して通信が行われる。	・論理的ネットワーク構成図 ・物理的ネットワーク構成図	・ネットワーク構成図でファイアウォール、侵入検知システムを備えていることを確認する。 ・各機器の接続構成を目視で確認する。	○	
1213			(3) ファイアウォール機能を備えた通信機器は次の要件を満たしている。 ① 利用しないプロトコルによる通信を遮断できる。 ② 特定発信元及び特定着信先を指定し、それ以外の通信を遮断できる。 ③ 利用しないネットワークサービスへの通信を遮断できる。 ④ 処理する通信の記録ができる。	・ファイアウォールの製品名、使用OS名、バージョン情報、機能がわかる文書	・ファイアウォールの仕様書、設定、ログ等で、適合例の①~④の要件を満たしていることを確認する。	○	
1214			(4) ネットワークベースの侵入検知機能を備えた通信機器は次の要件を満たしている。 ① ネットワーク上を流れるパケットをモニタし、不正な侵入あるいはサービス妨害攻撃が検出できる。 ② 検出の基準となる不正な侵入の兆候(シグネチャ)ファイルを手動で設定ができる、あるいはソフトウェア等のアップデートによって定期的に更新できる機能を有している。 ③ 不正な侵入又はその兆しを発見した時に、管理者へ報告する機能を備えている。	・侵入検知システムの製品名、使用OS名、バージョン情報、機能がわかる文書	・不正侵入検知装置の仕様書、設定、ログ、管理者に報告されたメール等で、適合例の①~③の要件を満たしていることを確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント			
1221		認証業務用設備が二以上の部分から構成される場合においては、一部の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置(指針第五条第二号)	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)、(3)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・同一室内の設備間通信の場合も、1222と同様の措置が必ず必要か。(必要な場合、1222と項番を分ける必要はあるのか。) ○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。			
1222	(2) 認証業務用設備が2以上の部分から構成され(例えば、発行業務に用いる設備と登録業務に用いる設備に分かれている場合)、外部ネットワークを経由して接続されている場合、当該設備間の通信に関して、各設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置を講じている。		・認証業務用設備に対する登録用端末設備からの通信、認証業務用設備間で発生している通信等、外部ネットワークを経由して発生しているすべての設備間通信について、どのような通信内容の盗聴改変防止措置が取られ、どのような設備間における誤認防止措置を取っているかを、使用されている通信プロトコル、暗号アルゴリズム、署名アルゴリズム、通信時に使用される電子証明書、専用線利用の有無、FW設定、アプリケーション設定、ログ等で確認する。					○	<b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・毎回SSL証明書の内容、サーバーの設定、アプリケーションログを全て確認いただいている。アプリケーションログの確認のみで、SSL通信が正しく行われていることは確認できるため、SSL証明書の内容やサーバー設定の確認は簡略化できると考えます。 ・ファイアウォールの設定確認については項番1212と同様に調査を簡略化できると考えます。	
1223	(3) 認証業務用設備が2以上の部分から構成され、同一認証設備室内に設置されている場合、当該設備間の通信に関して、システムの設定、アクセス管理、内部牽制等の運用上の措置により上記(2)と同様の措置を講じている。									・同一認証設備室内に設置されている設備間の通信について、どのような通信内容の盗聴改変防止措置が取られ、どのような設備間における誤認防止措置を取っているかを、使用されている通信プロトコル、暗号アルゴリズム、署名アルゴリズム、通信時に使用される電子証明書、アプリケーション設定、ログ、内部牽制等の運用上の措置等で確認する。
1231	利用者署名検証符号、利用者情報及び利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機が設置されている場合においては、当該電子計算機から認証業務用設備への通信に関し、送信をした当該電子計算機の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置(指針第五条第三号)	(1)利用者署名符号を利用者が作成する場合において、利用者署名検証符号、利用者情報及び利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機(以下「利用者識別符号等受信設備」という。)が設置されている場合は、以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・要領等に規定することが必ず必要か。 ○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。				
1232		(2)利用者識別符号等受信設備から認証業務用設備への通信に関して、各設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置を講じている。					・認証業務用設備に対する利用者識別符号等受信設備からの通信について、どのような通信内容の盗聴改変防止措置が取られ、どのような設備間における誤認防止措置を取っているかを、使用されている通信プロトコル、暗号アルゴリズム、署名アルゴリズム、通信時に使用される電子証明書、専用線利用の有無、FW設定、アプリケーション設定、ログ等で確認する。	○		
<b>1.3 正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止するための措置等</b>										
1311	認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。(第四条第三号)	規則第四条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。(指針第六条)	(1) 認証業務用設備を操作者によって作動させる場合は、以下の(2)~(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)~(4)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・要領等に規定することが必ず必要か。 ・1313で個別の設定について確認するのであれば、1312のそもそもアクセス権限を設定できることの例示・確認は不要ではないか。(OSのバージョン情報を記載するための項番になっていないか。) ○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。			
1312			(2) 認証業務用設備に対するアクセス権限は、操作者単位に設定できる。					・各認証業務用設備が使用しているOSとそのバージョンを確認し、操作者毎にアクセス権限を設定できるか確認する。 ・各設備のアカウント設定を確認し、登録されている操作者を確認する。	○	<b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・認証業務用設備のアクセス管理を調査しているが、実際には、認証設備室の立入(1111~1153)、指揮命令系統(3C11~3C13)、認証設備室の立入制御(3D11~3D33)、CA秘密鍵生成の複数人管理(3E11~3E43)等と重複する部分があり、調査項目の再整理、調査方法の見直しにより効率化が可能な部分があると考えられる。 ・操作権限のない者が登録されていないかを確認する項目が見当たらないので本項番で確認しているが、適合例に追加の方がよい。 ・OS、ソフトウェアで提供される機能を利用している場合、仕様書の確認もしくは、前回から機器の変更がないことを確認いただくことで調査が簡略化できると考えます。
1313			(3) 認証業務用設備は、パスワード、電子署名又は生体認証等により操作者の認証が行える機能を備え、あらかじめ設定されたアクセス権限に対応する操作者の特定ができる。					・各認証業務用設備は、パスワード、電子署名又は生体認証等により操作者の認証が行える機能を備え、あらかじめ設定されたアクセス権限に対応する操作者の特定ができることをログ等で確認する。 ・Administratorやroot等の共通アカウントを複数人で使用する場合には、帳簿やログ等で操作者の特定ができることを確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1314			(4) 登録用端末設備においては、接続されている認証業務用設備が上記(2)(3)の機能を備えている。		・認証業務用設備にアクセスする登録用端末設備の認証業務アプリケーションにおいては、操作者単位にアクセス権限を設定でき、また、パスワード、電子署名又は生体認証等により操作者の認証が行える機能を備え、あらかじめ設定されたアクセス権限に対応する操作者の特定ができることを確認する。	○	
1321		認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合においては、各利用者に対する利用者識別符号の設定、利用者署名検証符号、利用者情報及び当該利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機(施錠等の措置が講じられた室に設置されたものに限る。)の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された当該利用者情報及び当該利用者識別符号を識別する機能の設定並びに当該利用者情報及び利用者識別符号の確認ができること。(指針第六条第一項第二号)	(1) 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合は、以下の(2)~(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備等を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)~(4)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・1323で錠の種類、施錠の手順、常時施錠、錠の鍵管理を確認しているが、必要な確認か。</li> </ul> <p>&lt;主なアンケート結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
1322			(2) 認証業務用設備において、各利用者に対する利用者識別符号の設定をしている。		・認証業務用設備において、各利用者に対する利用者識別符号の設定をしていることを確認する。	○	
1323			(3) 利用者識別符号等受信設備が設置された室の出入口には鍵を取付けてあり、無人の際には施錠している。		・利用者識別符号等受信設備が設置された部屋が施錠できる部屋であることを目視で確認する。 ・錠の種類、施錠の手順、常時施錠されているかどうかを確認する。 ・錠の鍵が管理されているかを確認する。	○	
1324			(4) 認証業務用設備は、利用者識別符号等受信設備から電気通信回線を通じて送信された当該利用者情報及び当該利用者識別符号を識別する機能を有し、当該利用者情報及び当該利用者識別符号の確認を行う機能を備えている。		・利用者識別符号等受信設備から認証業務用設備へアクセス可能なことを、ネットワークやアプリケーションの設定等で確認する。 ・認証業務用設備が、利用者識別符号等受信設備から送信された利用者情報及び利用者識別符号を識別する機能を有し、利用者情報及び利用者識別符号の確認を行う機能を備えていることを、アプリケーションの設定やログ等で確認する。	○	
1331		電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、電子証明書の発行及び失効の要求その他の電子証明書の管理に必要な登録用端末設備の操作については、この限りでない。(指針第六条第一項第三号)	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。</li> <li>○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。</li> <li>・要領等に規定することが必ず必要か。</li> <li>○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。</li> <li>・1332で認証業務用設備及び認証業務用設備を遠隔操作する設備に、不要な遠隔操作を可能とするネットワークサービスが起動していないことを確認しているが、必要な確認か。</li> </ul> <p>&lt;主なアンケート結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイアーウォール、侵入検知システムは、認定認証業務の専用設備として設置しているため、大幅な変更が行われることはほぼありません。毎回設定を1行1行全て確認いただくのではなく、前回の調査で確認いただいた設定ファイルとの突合やファイル更新日付の確認により、現地調査を簡略化できると考えます。</li> </ul>
1332			(2) 認証業務用設備に対して、登録用端末設備からの電子証明書発行要求や、電子証明書の失効要求等の電子証明書の管理に必要な操作のために利用する以外はネットワーク経由の遠隔操作が不可能であるように設定している。		・ファイアーウォールに、認証業務用設備に対してネットワーク経由で遠隔操作が可能な設備のIPアドレス、プロトコル、ポートだけが設定されていることを確認する。 ・認証業務用設備及び認証業務用設備を遠隔操作する設備に、不要な遠隔操作を可能とするネットワークサービスが起動していないことを確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1341		認証業務用設備の所在を示す掲示がされていないこと。(指針第六条第一項第四号)	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・要領等に規定することが必ず必要か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・特になし</p>
1342			(2) 認証業務用設備を収容する建築物の外部及び建築物内に認証業務用設備の所在を明示又は暗示する名称が、以下のような場所において、看板もしくは表示板等によって掲示されていない。  ・認証業務用設備を収容する建築物の外部 ・認証業務用設備を収容する建築物のエントランス ・認証業務用設備を収容する建築物のエレベータ ・認証設備室の入口 ・受付 ・その他パンフレット、ホームページ等		・認証業務用設備の所在を明示又は暗示する名称が掲示されていないか、目視で確認する。 ・ホームページや所在地に設置されているパンフレットを確認する。	○	
1351		規則第四条第三号に規定する認証業務用設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。(指針第六条第二項)  各動作の要求者名(操作者によって作動させる場合に限る。)、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能(指針第六条第二項第一号)	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・要領等に規定することが必ず必要か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・OS、ソフトウェアで提供される機能を利用している場合、仕様書の確認もしくは、前回から機器の変更がないことを確認いただくことで調査が簡略化できると考えます。</p>
1352			(2) 認証業務用設備毎に、以下の履歴を記録する機能を有している。  ① 各イベントの要求者名(操作者によって作動させる場合に限る。) ② 各イベント要求の発行先(端末IDなど) ③ 各イベントの種類(ファイルのオープン、クローズ、名前変更、属性変更、削除など) ④ 各イベント発生日時 ⑤ 各イベントの結果		・各認証業務用設備のシステム操作ログ及びアプリケーションログが、適合例の①～⑤の履歴を記録していること、又は他の記録との突き合わせ等により①～⑤の履歴を記録する機能を有していることを目視で確認する。	○	
1361		特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能(操作者によって作動させる場合に限る。)(指針第六条第二項第二号)	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の(2)の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・要領等に規定することが必ず必要か。                      ・1352で記録した事項を表示するだけなので、1351、1352と統合できないか。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・OS、ソフトウェアで提供される機能を利用している場合、仕様書の確認もしくは、前回から機器の変更がないことを確認いただくことで調査が簡略化できると考えます。</p>
1362			(2) 操作者毎に、認証業務用設備の操作履歴記録が表示できる。		・各認証業務用設備のシステム操作ログ及びアプリケーションログを操作者別にフィルタリングできることを確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
<b>1.4 発行者署名符号の生成管理に使用する暗号装置</b>							
1411	認証業務用設備のうち電子証明書が発行者(認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。)を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものを行うために発行者が用いる符号(以下「発行者署名符号」という。)を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。(第四条第四号)		(1) 発行者署名符号の生成、管理に使用する暗号装置(規則第四条第四号の専用の電子計算機のことをいう)は、発行者署名符号の漏えい、破損、消失等の事象の発生を可能な限り低い確率に抑えるために以下の機能を備えている。	・暗号装置の製品名、ソフトウェア(OS、ファームウェアを含む)名、バージョン情報、機能がわかる文書 ・暗号装置が適合例と同等以上であることが確認できる文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、適合例の①～④の事項が明確かつ適切に規定されていることを確認する。 ・以下の内容を確認する。 ・暗号装置の製品名、製造元、型番、ファームウェアVer. ・FIPS認証書番号、JCMVPの認証番号(ただし取得している場合) ・暗号装置の設置場所が認証設備室内であるか、暗号装置とサーバ等の間の物理接続方法等 ・暗号装置を内蔵するサーバ名、OS名とVer.等 ・暗号装置を管理するのに必要な関連機器等(物理鍵の種類と概要、入出力装置の種類と概要) ・暗号装置を管理するのに必要な関連ソフトウェア等(関連ソフトウェア名とVer.、モジュール名とVer.) ・発行者署名符号の生成、状態変更、消去のみに使用する設備、ソフトウェア等	×	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・要領等に規定することが必ず必要か。                      ・発行者署名符号を作成・管理する暗号装置の漏洩防止の措置について、現在の適合例のような例が適切か。必須のものはあるのか。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・「調査の方針 第2 認証業務の用に供する設備 2. 暗号装置」の要件(項番1411～1428)の内容は、技術の進歩に追従していない部分とセキュリティ機能要件としては不十分な記述である。暗号装置(暗号モジュール)のセキュリティ要件については、国際標準化と対応する日本工業標準が制定済みであり、日本工業標準をもってセキュリティ要件とすれば、電子署名法で求める暗号アルゴリズムや擬似乱数生成機能に対する要件も自動的に含まれるため、調査の大幅な軽減が期待できる。                      ・HSMは新規認定時には暗号装置の説明書、仕様書、FIPS認定ドキュメント等により認証局秘密鍵の安全性を担保するための調査で詳細な仕様の確認が実施されている。通常、一度使用を始めたHSMを変更を加えることはなく、事業者側から鍵更新や暗号アルゴリズム移行などの機会にHSMの仕様変更の申告がない場合は、殆ど再調査の必要性は少なく、内容の再確認のみで調査が可能と考える。</p>
1412			① 暗号化されていない状態の暗号符号や認証データ等、保護されていない形式の重要なデータに係る暗号装置への入出力が行われるインタフェースが存在する場合は、そのインタフェースは他のデータの入出力を行うインタフェースとは物理的に独立している。		・暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1413			② 暗号装置は、以下の機能を有するものであるとともに、暗号装置の操作者ごとに機能ごとの権限の有無が特定されている。 (ア) 操作者機能: 暗号化、署名等、通常の暗号化機能を実施するための機能 (イ) 管理者機能: 暗号装置自体の初期化、署名符号などの重要パラメータの投入等、暗号装置を管理するための機能		・暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1414			③ 発行者署名符号等のデータの盗難を回避するため、暗号装置は、以下のいずれかの物理的なセキュリティ対策が講じられている。 (ア) 暗号装置がICチップ単体からなる場合、ICチップが強固で除去困難な材質の不透明なコーティングで覆われている。 (イ) 暗号装置にカバーが施されている場合、物理的な侵入行為に対し、暗号装置の機能の停止、内部データの無効化等の耐タンパ対策が講じられている。 (ウ) 暗号装置の筐体に排気用スリットもしくは空孔が存在する場合、それらは十分小さく、かつ、検出されずに筐体の中をプローブされることを防止する対策が講じられている。		・暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1415			④ 暗号装置に係る発行者署名符号の管理に関し、以下の措置が講じられている。 (ア) 暗号装置内で発行者署名符号生成を行う場合、安全な擬似乱数生成アルゴリズムを用いるものである。 (イ) 暗号装置への発行者署名符号の入出力を行う場合には、以下のいずれかの方式である。 ・発行者署名符号は暗号化された上で入出力される。 ・発行者署名符号を2つ以上の構成要素に分割して入出力を行う場合は、暗号装置に対して直接行うこととし、発行者署名符号の各構成要素に対する操作者の認証を行う。発行者署名符号の各構成要素は、暗号装置内で分割、結合される。 (ウ) 発行者署名符号を暗号化されていない状態で暗号装置内に保管する場合は、外部からアクセスできない仕組みとする。 (エ) 発行者署名符号を廃棄する際には、発行者署名符号その他のセキュリティパラメータを無効化する機能を有する。		・暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1421			(2) 上記(1)にかかわらず、暗号装置を設置する電子計算機のオペレーティングシステム等が以下の機能・要件を満たし、認証業務用設備及び認証設備室全体のセキュリティ対策を講ずることにより同等の安全性が確保できる場合には、これに代えることができる。		・暗号装置単体では項番1411を満たしていない、又は暗号化処理が暗号装置内では完結せず、暗号装置を設置する電子計算機内でも処理を行う場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	×	<p>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</p> <p>○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・サーバ内蔵型の暗号装置の場合はサーバOSで駆動が制御される。(1)を満たしていても(2)を確認する場合があるため、それが分かるように適合例を修正すべきではないか。(現在の適合例の記載では、(1)を満たしていれば(2)は確認しなくてもよいことになっている。「…これに代えることができる」という表現が不適当。)</p> <p>&lt;主なアンケート結果&gt;</p> <p>・「調査の方針 第2 認証業務の用に供する設備 2. 暗号装置(2)」の規定は、国内産業の振興のために設けられた規定であり、日本工業標準を満たすことが第三者機関で認証された製品があるので、この規定は廃止した方がよい。ただし、認定認証事業者の中には、「調査の方針 第2 認証業務の用に供する設備 2. 暗号装置(2)」の要件(項番1421~1428)に対応する暗号装置を利用している業者も存在することから、期限を2年以内に区切ってその使用継続を認めることとしてはいかが。</p> <p>・認定調査時に調査すれば、更新調査時はファームウェアのバージョンを確認するだけでよいのではないかと料する。</p>
1422			① 暗号装置を駆動するためのソフトウェア類は、実行可能コードのみの形でインストールされている。		・暗号装置単体では項番1411を満たしていない、又は暗号化処理が暗号装置内では完結せず、暗号装置を設置する電子計算機内でも処理を行う場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1423			② 暗号ソフトウェア、署名符号その他の重要なセキュリティパラメータ、制御情報、状態情報等は、入出力を監査するための機能を備えるオペレーティングシステムの管理下にある。		・暗号装置単体では項番1411を満たしていない、又は暗号化処理が暗号装置内では完結せず、暗号装置を設置する電子計算機内でも処理を行う場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1424			③ 署名符号、認証データその他の重要なセキュリティパラメータ等を不正なアクセス等から保護するための機能を有するオペレーティングシステムが用いられている。		・暗号装置単体では項番1411を満たしていない、又は暗号化処理が暗号装置内では完結せず、暗号装置を設置する電子計算機内でも処理を行う場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1425			④ 上記(1)①の物理的に独立したインタフェースに関する事項を満たさない場合、重要なデータの入出力は暗号装置を設置する計算機のオペレーティングシステム等により他のデータと混じることのないよう安全な方法で実施される。		項番1412を満たしていない場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書で適合例の要件を確認する。	○	
1426			⑤ 上記(1)②のうち、操作者ごとの権限の特定ができない場合、暗号装置を設置する電子計算機のオペレーティングシステム等により操作者の特定が行える。		項番1413を満たしていない場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1427			⑥ 暗号装置の耐タンパ対策が以下のいずれかの場合、非作動中の装置の安全な場所への保管、電子計算機の物理的な攻撃に対する監視機器等でのモニタ及び論理的な攻撃に対する電子計算機の実運用システム等で保護されている。 (ア) ICチップが、不正なアクセス等が試みられたことを検知可能な不透明のコーティングで覆われている。 (イ) 暗号装置が不透明な筐体でカバー等が施されており、不正なアクセス等が試みられたことを検知可能な不透明のコーティングで覆われている。		項番1414を満たしていない場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
1428			⑦ 上記(1)④(イ)に関し、暗号装置を設置する電子計算機の実運用システム等により、上記(1)④(イ)の方式以外では、入出力できないよう措置されている。		項番1415の(イ)を満たしていない場合に限り、暗号装置の仕様書及び説明書、並びに目視で適合例の要件を確認する。	○	
<b>1.5 認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置</b>							
1501	認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けけないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。(第四号第五号)	規則第四条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けけないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。(指針第七条)	(1) 認証設備室が設置されている建築物及び認証設備室について、停電、地震、火災及び水害その他の災害への対策に関して事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、必要な措置を講じている。	・災害対策に関する文書	・提出された調査表の事務取扱要領等欄に記載されている規程等で、認証設備室が設置されている建築物及び認証設備室について、停電、地震、火災及び水害その他の災害への対策に関して明確かつ適切に規定されていることを確認する。	×	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・要領等に規定することが必ず必要か。 ・地震対策として、適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。) ○耐震措置は、部屋の変更、物の移動がなければ変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。
1511	認証業務用設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。(指針第七条第一号)		(1) 地震に対し認証業務用設備は、以下のいずれかによる移動・転倒防止対策が講じられている。 ① 認証業務用設備が設置してある室のフロアレスポンスに応じて、認証業務用設備メーカーの推奨する設置方式を考慮した移動・転倒防止等の措置が講じられている。 ② 耐震脚、転倒防止金具等で建物構造体に固定されている。 ③ 建築物全体、認証業務用設備が設置してある床等が免震構造を持つ、もしくは、認証業務用設備が免震台により支持されている。	・免震構造の効力を証明する認定書 ・認証業務用設備メーカーの推奨する設置方式	・適合例①の場合、フロアレスポンス(地震時の床の応答加速度等設計値)に対し、認証業務用設備又は認証業務用設備を設置するラック等の耐震対策が、そのメーカー等による耐震計算に応じたボルトの太さ等で施工されていること(計算書を含む)を説明書及び目視で確認する。 ・適合例②の場合、認証業務用設備または認証業務用設備を設置するラックが、耐震脚や転倒防止金具で建物構造体に直接固定されていることを説明書及び目視で確認する。 ・適合例③の場合、室の床全体が免振構造であるか、建物全体が免震台の上に設置されていることを説明書及び目視で確認する。	○	<b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の水害防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。
1512			(2) ラックは例えば建物構造体への固定等により移動、転倒防止措置が講じられている。		・ラックが設置されている場合には、ラックが建物構造体や建物構造体に固定された架台にボルトで固定されていることを目視で確認する。	○	
1513			(3) 認証業務用設備の構成部品は、落下防止金具や耐震バンド等で固定されている。		・認証業務用設備本体や構成部品が、ラックにボルトで固定されているか、又はラックの棚板に耐震ベルトや耐震ジェル等で固定されていることを目視で確認する。	○	
1514			(4) フリーアクセスフロアは地震で損壊しないようアンクルやストリンガー等の補強措置が講じられている。		・フリーアクセスフロアが施工されている場合には、耐震脚、脚部を建物構造体にボンド止め、アンクル、ストリンガー等の補強措置が講じられていることを目視で確認する。	○	
1515			(5) 地震の際に認証業務用設備に被害を与えないよう、認証設備室内の什器・備品等に耐震措置が講じられている。		・認証設備室内の机、イス、金庫、キャビネット等の耐震対策について、壁や床面等への固定による耐震対策が施されていること、又は地震の際に認証業務用設備に被害を与えるおそれがないことを目視で確認する。	○	

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1521		認証設備室 次に掲げる要件を満たすこと。(指針第七条第二号) イ 水害の防止のための措置が講じられていること。(指針第七条第二号イ)	(1) 次の①又は②のいずれかを満足している。 ① 認証設備室を建築物の2階以上に設置する。 ② 認証設備室を建築物の1階以下に設置する場合には、水害に対して十分な対策を講じる。特に、過去に水害がある場合又は海拔ゼロメートル地帯等である場合には、浸水対策を講ずる。		・認証設備室が建物の何階に設置されているか目視で確認する。 ・認証設備室が1階以下の場合、水害対策が講じられていることを関連図面及びヒアリング等で確認する。	○	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。) ・1521については、2階以上であれば一律妥当とするのではなく、その土地の海拔なども考慮した上で決めるよう例示すべきではないか。 ・1523の例示は、広く一般的に理解されているものと考えられるが、今後も例示として必要か。 ○建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。  <b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の水害防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。 ・毎年調査を実施する必要はないと思料する。
1522			(2) 直上階の床板にアスファルトやウレタン系防水塗料を塗布する等の防水施工を講じている。防水施工が困難な場合は直上階床板下面のはり及び柱の周辺に全面検知型の漏水センサを設置し、室内に防水カバーを常備している。	・防水施工図	・直上階(屋上含む)の床板に、防水塗料等による防水施工がなされていることを防水施工図で確認する。 ・直上階の床板に防水施工がなされていない場合には、直上階床板下面のはり及び柱の周辺に、漏水センサが設置され、合わせて、室内に防水カバーが設置されていることを防水施工図等の図面及び目視で確認する。	○	
1523			(3) 認証設備室には流し台、給茶機等の水使用設備は設置しない。		・認証設備室内に水使用設備が設置されていないことを目視で確認する。	○	
1524			(4) 認証設備室に空調機を設置する場合は、空調機の周辺に防水堤又は水受け皿等を設置し、かつ防水堤又は水受け皿等の内側に漏水センサを設置している。		・認証設備室内に空調機が設置されている場合は、空調機の周辺に防水堤又は水受け皿等が設置され、かつ防水堤又は水受け皿等の内側に漏水センサが設置されているか目視で確認する。	○	
1525			(5) 漏水監視は中央監視盤等により常時行っている。		・中央監視室等で常時漏水監視が行われているか、漏水センサと監視盤の配線図、目視又はヒアリングで確認する。	○	
1531		ロ 隔壁により区画されていること。(指針第七条第二号ロ)	(1) 認証設備室は、容易に破壊されない構造・強度を持った間仕切り壁又は隔壁により認証設備室以外の室と区分されている。		・認証設備室が容易に破壊されない構造・強度を持った間仕切り壁又は隔壁により区画されていることを建物平面図や目視で確認する。	○	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ・指針ロについて、隔壁による区画を求めることが現在も必要か。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。) ○建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。 ○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。 ・1532で生体認証装置による出入り口以外に非常口がある場合に、外側から開けることが不可能か、常時施錠されているか、内側のサムターン等にはカバーがなされているか、解放時の警報用マグネットセンサ等が付いているかを確認しているが、必要な確認か。開口部を設けてよいのであれば、その例示を追加すべきではないか。
1532			(2) 認証設備室は、侵入が可能となるような開口部を設けていない。		・床下の侵入を防止するため、建物構造体までの壁や柵が施工されていることを図面及び目視で確認する。 ・天井裏からの侵入を防止するために、上階の建物構造体まで壁や柵が施工されていることを図面及び目視で確認する。 ・生体認証装置による出入り口以外に非常口がある場合、外側から開けることが不可能か、常時施錠されているか、内側のサムターン等にはカバーがなされているか、解放時の警報用マグネットセンサ等が付いているか等を目視で確認する。	○	<b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の水害防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。
1541		ハ 自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。(指針第七条第二号ハ)	(1) 認証設備室には、消防法施行令に規定された自動火災報知器及び消火装置を設置し、消防署等の検査を受け、定期点検を実施している。	・消防用設備等検査済証 ・定期点検検査報告書	・認証設備室に自動火災報知器及び消火装置が設置されていることを目視で確認する。 ・消防署等の検査を受けていることを検査済証で確認する。また、最新の定期点検の日付を最新の点検結果報告書で確認する。	○	<b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b> ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 ・指針ハについて、実際に火災が発生した場合の設備を守る効果はそれほど高くはないと思われるが、認証設備室から出火する確率が高いなど、特に認証設備室に火災報知器、消火器を設置せねばならない理由があるか。 ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 ・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。) ○火災報知器については、建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。  <b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b> ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の水害防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1551		ニ 防火区画内に設置されていること。(指針第七条第二号ニ)	(1) 認証設備室を含む区画は建築基準法に規定する防火区画である。	・建築図面(フロアの平面図/防火区画が明記されているもの)	・認証設備室を含む区画が防火区画であることを建築図面、施工図面及び目視で確認する。	○	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ・指針ニについて、実際に火災が発生した場合の設備を守る効果はそれほど高くはないと思われるが、基準として妥当か。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。)                      ○建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の漏水防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。</p>
1552			(2) ケーブルが防火区画を貫通する場合は、当該ケーブルが貫通する部分及び貫通する部分から両側1m以内の部分には不燃材料等による延焼防止措置を講じている。		・ケーブルが防火区画を貫通する場合は、ケーブルの貫通部分に延焼防止措置が講じられていることを建築図面や施工時の写真等で確認する。 ・床下又は天井裏を開けて、ケーブルに不燃材等による延焼防止措置が講じられていることを目視で確認する。	○	
1553			(3) 換気、暖・冷房のダクトが防火区画を貫通する場合は、ダクトの防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパを設けている。	・ダクト配管図	・ダクトが防火区画を貫通する部分又は近接する部分に防火ダンパが設置されていることをダクト配管図等の図面で確認する。 ・設置されている防火ダンパを目視で確認する。	○	
1561		ホ 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。(指針第七条第二号ホ)	(1) 認証設備室において使用される認証業務用設備及び入退室管理装置には、UPS(無停電電源装置)又はCVCF(定電圧定周波装置)と蓄電池を設置している。	・認証設備室における単線結線図 ・UPS又はCVCFなどの機器説明書(電力供給時間がわかるもの)	・認証業務用設備及び入退室管理装置にUPS又はCVCFと蓄電池が設置されていることを目視で確認する。 ・それぞれの電源系統を単線結線図等の図面で確認する。 ・それぞれの電力供給時間を説明書等で確認する。	○	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ・指針ホの主旨としては、停電が発生しても発行業務を継続するためのものか、あるいは室内の人間の出入りを確保するためのものか。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・適合例の内容は必ず必要か。(必須なのか、選択肢の一つか、他の代替手段があるか。)                      ○実際の調査内容が施行規則、指針と照らし合わせて過不足なく適切なものになっているか。                      ・1561では、それぞれの電源系統、電力供給時間を確認しているが、必要な確認か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の漏水防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。</p>
1571		認証設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。(指針第七条第三号)  イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であって、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。(指針第七条第三号イ)	(1) 認証設備室を設置する建築物は、地震による被害の恐れが少ない地域に設置されている。やむを得ない場合には、パイル打設等の軟弱な地盤に対する不同沈下防止措置を講じている。不同沈下に対する対策工法の基本原理には次のようなものがある。 ・締固め工法 : サンドコンパクション、パイロフローテーション ・間隙水圧消散工法: グラベルドレーン ・強制圧密排水工法: ウェルポイント ・固結工法 : 注入工法(グラウト工法)、深層混合処理工法 ・その他 : 置換工法等	・確認通知書 ・検査済証 ・地盤調査書(地盤のN値データ、基礎構造、支持層の位置、杭長が記載されているもの)	・当該室が設置されている建築物が、強固な地盤(N値50以上)の支持層に直接基礎工法により施工されたことを工事図面等の資料で確認する。 ・直接基礎工法が実施されなかった建築物であった場合は、どのような地盤に対し、どのような対策工法により、具体的に何本の杭を打ち込み、不同沈下防止措置が講じられたかを工事図面等の資料で確認する。	×	
1581		ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。(指針第七条第三号ロ)	(1) 認証設備室を設置する建築物は、建築基準法に規定する構造耐力等の基準に適合している。	・確認通知書 ・検査済証	・構造耐力等の基準に適合していることを、確認通知書及び検査済証で確認する。	○	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b>                      ○施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。                      ・建築基準法での確認に委ねるだけでは不十分か。                      ○適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。                      ・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。)                      ○建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。</p> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b>                      ・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の漏水防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。                      ・毎年調査を実施する必要はないと思料する。</p>

調査項目及びアンケート結果(1000番台)

項番	施行規則	指針	適合例	必要書類	調査の内容	実地調査	主なコメント
1591		ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。(指針第七条第三号ハ)	(1) 認証設備室を設置する建築物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の基準に適合している。	・確認通知書 ・検査済証	・耐火建築物又は準耐火建築物の基準に適合していることを、確認通知書及び検査済証で確認する。	○	<p><b>&lt;議論にあたっての留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行規則及び指針は、今の時代に沿ったものになっているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法での確認に委ねるだけでは不十分か。</li> </ul> </li> <li>○ 適合例について、例示として適当か。また、他に適切な例示はないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適合例の内容は必ず必要か。(選択肢の一つか、他の代替手段があるか。)</li> </ul> </li> <li>○ 建物が変わらない限りは変更しないと思われるが、毎年の確認が必要か。</li> </ul> <p><b>&lt;主なアンケート結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規認定時点で、構築した認証設備室を設置する建築物、当該建築物内に設置する認証設備室の区画などを変更することは、老朽化などの理由以外殆ど考えられない。特に調査の要件である認証設備室を設置する建築物の水害防止措置、隔壁、消防設備、防火区画、電源設備、土地の地盤などはセキュリティ装置と比較して、耐用年数も長く変更される可能性の低いものが多い。事業者からの変更の申告がない限りにおいては、調査の省略も可能なものと考えられる。</li> <li>・毎年調査を実施する必要はないと史料する。</li> </ul>